

### 第3回福岡市個人情報保護審議会特定個人情報保護評価部会

日 時	平成27年2月27日（金） 10:00~12:00
場 所	福岡市役所 15階 1503会議室
出席者	<p><b>特定個人情報保護評価部会</b>（敬称略，委員は五十音順）</p> <p>部会長 村上 裕章          委 員 石森 久広          委 員 五十川 直行</p> <p><b>事務担当課</b></p> <p>市民局総務部区政課          主査（番号制度対応担当） 友納 正浩</p> <p><b>関係課</b></p> <p>総務企画局ICT戦略室システム刷新課          システム刷新係長 原 龍一          システム刷新係員 川原 芳和          株式会社ケーケーシー情報システム 小柴 宏記</p> <p><b>事務局</b></p> <p>総務企画局行政部          行政部長 中村 郁子          総務企画局行政部情報公開室          情報公開室長 豊嶋 英司          個人情報保護係員 曾我 まどか          個人情報保護係員 浅地 瑞保</p>
議 題	1 住民基本台帳関係事務全項目評価書（案）

#### 議題1 住民基本台帳関係事務全項目評価書（案）

- （区政課） 住民基本台帳関係事務の図式化，特定個人情報の提供・移転，提供先・移転先について説明。
- （部会長） 評価書の別添3は，番号法の別表第2を基にしているのか。また，別添4について，法令上の根拠として住民基本台帳法第1条を挙げているが，目的規定は法の目的を示しているにすぎず，一般的に何かの根拠にするというわけにはいかないように思える。条例制定の必要性との関係はどうなのか。
- （区政課） 別添3については，ご認識のとおりである。別添4についてだが，番号法第19条で特定個人情報の提供について定めており，第9号では，条例で定めるところにより，これができると規定している。なお，個人番号の利用範囲については，番号法第9条に規定がある。（第9条について説明。）
- 番号法のQ&Aには「住民基本台帳法が住民に関する事務の処理の基礎とされており，特段の法令や条例の規定がなくても，住民基本台帳を備える市町村の執行機関が，当該市町村の住

民の住民票に係る情報(個人番号を含む本人確認情報もその一部)をその事務処理に利用できるのは当然と解されていることから、個人番号利用事務の処理においても、(住民基本台帳法に基づき)住民基本台帳から個人番号を取得して利用することができると考えられる」とあり、機関内での住民基本台帳の利用については、番号法第9条第2項に基づく条例を定める必要はないと判断されている。ただし、他の法令に基づいて整備された台帳は、個別具体的に目的を限定されているので、条例による規定が必要である。

(委員) 「特定個人情報の提供・移転」とあるが、これは提供の話なのか。

(区政課) これは移転の話である。第19条は提供に関する定めであるが、同条第9号については移転となる。評価書の中で、提供と移転という言葉の使い分けがなされているが、法律には移転という言葉は出てこない。法律上の用語はあくまで提供である。

提供には、広義と狭義の意味がある。法律は広義の提供を使っており、評価書の中では、狭義にあえて提供と移転という言葉を使い分けている。ただ、個人番号の提供又は移転を受けることができるのは、第9条で利用が認められている事務の担当課のみとなる。

(委員) 「利用」と「提供」の定義及び用語の使い方について聞きたい。

(区政課) 番号法第9条の「利用」とは、個人番号を取り扱うことができるかどうか、ということである。自分たちが保有している情報を、個人番号の利用者同士でやりとりできるかどうか、ということが、大きな概念での提供となる。

(部会長) 法律にいう、提供の単位とは。

(事務局) 法律では機関となっており、機関というのは市長、教育委員会等の単位である。国の第19条に関する解説において、提供とは、地方公共団体の場合は当該地方公共団体から他の地方公共団体や国の行政機関に情報を移動することであり、同一地方公共団体の内の異なる機関、例えば教育委員会に情報を移動することも提供にあたるとしている。提供にあたらない場合は、ある市の市長部局にあるA課から、同じく市長部局にあるB課に特定個人情報が移転する場合であり、同じ市長部局内であるから、この場合は利用となる。

(部会長) 提供は福岡市が別の自治体に渡す場合、移転は福岡市の他の機関に行く場合ということか。

(区政課) そのような形で使い分けている。

(委員) 機関内の移転は番号法のシステムにあたるので、法律の根拠は住民基本台帳法第1条ではなく、番号法が根拠規定となるのではないか。

(区政課) 番号法第7条において、個人番号は住民基本台帳に付番すると定められている。住民基本台帳は提供の基盤として、番号の管理主体という位置付けになっており、その基盤の利用に関しては、住民基本台帳法の考え方に沿うものである。住民基本台帳法そのものが、他の台帳とは性格を異にするもので、様々な事務が各番号を利用していくことから、利用にあたっては当然に基盤である住民基本台帳の情報を利用できる、という考えになっている。番号制度は住民基本台帳を前提とした制度であることから、立案した内閣官房がそのような考え方を示している。

住民基本台帳は住民基本台帳事務だけでなく、各事務で使われることが予定されており、本来の目的の範疇であるため、住基について、番号利用のための条例を制定する予定はない。

- (部会長) 第19条第9号は、例えば、市長部局から教育委員会への提供ということか。
- (区政課) 目的外であるので、条例を定めることによって番号を使ってよそに渡すことができるというものがある。
- (部会長) そもそも提供ではないということか。利用の話だとすると、目的外利用になるということか、その場合は条例の根拠は必要なのか、必要でないのか。
- (事務局) 第19条にいう提供ではないという形になる。
- (区政課) 目的外の利用だと条例が必要となる。
- (部会長) 別添4で挙げたものは第9条第1項に基づく利用なのか、第2項なのか。別表1の場合なのか、それ以外なのか。
- (区政課) これは別表1ではなく、別表1に準じているものである。
- (部会長) 別表1でないということは、第9条第2項になるのではないか。
- (区政課) 第9条第2項ではないという解釈が示されている。目的内の利用であるので、今回の住民基本台帳法に関しては、番号法の中で予定している範囲であり、条例も不要であるという考え方である。根拠法があるという示し方ではなく、住民基本台帳法の中で本来の目的の範囲であるという考え方が示されている。
- (部会長) これには特定個人情報が含まれており、番号法が適用されることになるのではないか。
- (区政課) 庁内連携の関係条文は第9条第2項だが、あくまでも機関内、各自治体の事務なので、住民基本台帳法の本来の目的の範囲内である。
- (部会長) 住民基本台帳のそもそもの利用目的の範囲内であり、目的外利用ではないので、特に根拠は必要ない、という理解でよいか。
- (区政課) そうである。住民基本台帳は、行政が、選挙権の確認や、税の賦課、福祉的措置を行ったりする基礎とするものである。  
番号法は、住民基本台帳を念頭に置いた法律であり、住民基本台帳法に規定されていないものを整備している。庁内連携については、第9条第2項が機関内の移転を規定し、利用の範囲という形で整理されている。
- (委員) 第9条の手続きを経ずに行うということか。
- (区政課) そうである。
- (委員) 番号法と住民基本台帳法の位置付けに関する条項はないのか。
- (区政課) 番号法第7条において、住民基本台帳に番号を付番するとしている。このように規定されているのは住民基本台帳だけで、その他は、別表において、利用可否の整理がされている。
- (部会長) 個人番号については、番号法が適用できるはずなので、突然、住民基本台帳法となると違和感がある。そのように理解すると、別添4の移転に関しては条例の規定も必要ないということか。
- (区政課) そうである。
- (部会長) 評価書によると様々な対策が講じられており、問題は生じないとも思えるが、人為的な漏えいを完璧に防ぐことは不可能だと思う。何か対策等を講じることはできないのか。

- (ケーケーシー) リスクがゼロになることは有り得ないが、リスクを少しでも低減するための取り組みについては、評価書に書かれている。現段階で、管理監督や契約手続きにおける対策には取り組んでいるのではないかと思う。
- (部会長) 再委託先の職員による委託先職員へのなりすましの対策は、何か講じているか。
- (区政課) なりすまし対策は難しいが、なりすましをして何かが起これば、社会的責任はその組織が負う必要があることから、抑止力が働いているものと考えている。通常、情報を扱う者とは常日頃からやり取りや協議をしているので、名簿と違う人物が来ればわかるという実態もある。ただ、契約段階で、委託先企業の厳格な選定や、体制図のメンテナンスは必要かと思う。他の自治体で、入退室記録と体制図の点検をしたところ、再々委託の事実が発覚した事例もある。また、単発のプロジェクトでなく、長いサポート業務になると、事業者の人事異動で担当者が代わることもある。隠しているわけではなく、定期的な報告を失念していたということもあるので、定期的な点検項目にいれるとよいのではないか。福岡市は内部監査を定期的におこなっているの、そのようなところで洗い出すことになるだろう。
- (部会長) 評価書に外部監査と内部監査とあるが、具体的には、どのようなことをするのか。
- (区政課) 契約書の確認やヒアリングが基本になるだろう。遵守事項はどうなっているか、ヒアリング等で、各部門顔合わせ等をしているか、勝手に誰でも入れる状況になっていないか確認する。
- (部会長) 他の自治体で目立った取り組みをしているところはあるか。
- (区政課) 今回の作成にあたり、他の政令市等の全項目評価は確認したが、大体このレベルであると認識している。
- (ケーケーシー) 数多くの事例を見ているが、とてつもなくレベルが高いところはない。セキュリティ対策に関する取り組みは情報共有しており、一定の水準まで来ているのではないか。中には、生体の静脈認証を入れているところもあるが、実際導入してみると、窓口で画面が立ち上がらないとかあるので、窓口は認証をはずしている場合がある。
- (部会長) 組織体制で定期的に点検すると書いているところはないが、書かないのか。
- (ケーケーシー) 実際にはしているが、細かいことは書いていない。住民基本台帳事務の委託先はわかっており、決まったメンバーが常にこちらに来て作業をしているので、リスクはゼロではないが、かなり低減されている。また、評価書に詳細を書くと、項目を変更するたびに、評価書を修正することになる。評価書には契約にかかわる必須事項まで明記しているので、この段階では、必要十分を充たしていると思われる。判断の指針に記載されているが、評価書を公開しすぎて、セキュリティの取り組みを開示することでリスクにつながることもある。
- (委員) 評価書の「十分である」という言葉の意味だが、課題が見つかっていないという意味なのか、課題を全てクリアしているという意味なのか。
- (ケーケーシー) 想定されるリスクに対して、一応、対策はできているということである。
- (委員) 「特に力を入れている」と「十分である」の違いは何か。
- (区政課) 選択肢自体は、特定個人情報保護委員会の定めによるので、変更できない。評価の基準につい

ては、「福岡市情報セキュリティ実施手順」に沿って、その範囲内で対策を講じているものについては「十分である」とし、情報セキュリティ共通実施手順以上の取り組みを行った場合は、「特に力を入れている」という評価ができるのではないかと考えている。また、基準を充たしていないものは、「課題が残されている・できていない」という判断となる。

(部会長) 現時点では、全てが「十分である」との判断だが、他の自治体の判断はどうか。

(区政課) 各自治体においてもセキュリティにかかる実施手順を作っているだろうが、それに基づいて判断していると思われる。

議事終了 閉会